

那 霸 市 公 報

第 1 8 3 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第42条第2項の規定による道路の廃止について (建築指導課) …… 3
- 令和5年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について (環境政策課) …… 4
- 那覇市歴史博物館料金徴収事務委託について (文化財課) …… 19
- 包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について (企画調整課) …… 20
- 那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について (生活衛生課) …… 21
- 令和4年度那覇市一般会計補正予算 (第7号) (財政課) …… 22
- 令和4年度那覇市一般会計補正予算 (第8号) (財政課) …… 33
- 令和5年度那覇市一般会計予算 (財政課) …… 35
- 令和4年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算 (第1号) (財政課) …… 45
- 令和5年度那覇市病院事業債管理特別会計予算 (財政課) …… 46
- 令和4年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) (ちゃーがんじゅう課) …… 47
- 令和5年度那覇市介護保険事業特別会計予算 (ちゃーがんじゅう課) …… 50
- 令和4年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号) (国民健康保険課) …… 53
- 令和5年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算 (国民健康保険課) …… 56
- 令和4年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) (国民健康保険課) …… 59
- 令和5年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算 (国民健康保険課) …… 60

○令和 4 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号) (まちなみ整備課)	62
○令和 5 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算 (まちなみ整備課)	63
○令和 4 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) (まちなみ整備課)	64
○令和 5 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算 (まちなみ整備課)	65
○令和 4 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 3 号) (上下水道局企画経営課) ..	67
○令和 5 年度那覇市水道事業会計予算 (上下水道局企画経営課)	68
○令和 4 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) (上下水道局企画経営課)	71
○令和 5 年度那覇市下水道事業会計予算 (上下水道局企画経営課)	73

◇ 公 告 ◇

○那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更について (まちなみ整備課)	76
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	77
○各種証明発行手数料キャッシュレス決済に係る指定納付受託者の指定について (ハイサイ市民課)	78

◇ 上下水道局規程 ◇

○那覇市上下水道局企業職員就業規程及び那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程	79
---	----

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について	87
--------------------------------	----

◇ 監査委員公表 ◇

○令和 4 年度定期監査 (工事監査) の結果に基づき講じた措置について (公表) ..	89
--	----

告 示

那覇市告示第 558 号
令和 5 年 3 月 7 日
掲 示 済

建築基準法第42条第 2 項の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 廃止番号：第 7 号
- 2 廃止道路の種類：第42条第 2 項の規定による道路
- 3 廃止の年月日：令和 5 年 3 月 7 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市松尾一丁目246番、244番 3
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長34. 27m 幅員2. 21m～2. 42m

那 覇 市 告 示 第 1 号
令 和 5 年 4 月 1 日
掲 示 済

令和 5 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和5年度那覇市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）第18条第2項の規定により告示する。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画

はじめに

1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 15 号。以下「条例」という。）及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の方針に従って一般廃棄物の処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、及びし尿・浄化槽汚泥の処理に関する本年度の計画を定めるものである。

2 対象区域

本計画の対象区域は、那覇市内全域とする。（米軍基地を除く。）

3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥とする。また、ごみは、一般家庭の日常生活等から発生する「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4 計画期間

令和 5（2023）年 4 月 1 日から令和 6（2024）年 3 月 31 日まで

5 処理計画

区分	処理量	搬入施設
燃やすごみ	81,590 t	那覇・南風原クリーンセンター
燃やさないごみ (有害・危険ごみを含む)	2,039 t	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	1,879 t	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	12,476 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
適正処理困難物	215 t	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟
拠点回収	7 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設

使用済小型電子機器	20 t	リネットジャパンリサイクル(株)
し尿・浄化槽汚泥	4,572 kl	那覇市し尿等下水道放流施設

1 章 ごみ処理

1 ごみの発生・排出抑制、及び減量化・資源化計画

(1) 基本方針（4 R の推進）

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である 4 R (Refuse (リフューズ): 不要なものは断る、Reduce (リデュース): 減量する、Reuse (リユース): 再使用する、Recycle (リサイクル): 再生利用する) を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の促進のため次の取り組みを行う。

① 広報・啓発

マイバックの利用促進や、プラスチック容器包装の店頭回収の利用促進等、ごみの発生抑制及び減量化が促進されるよう広報・啓発を行い、市民のごみ問題への意識の高揚及び 4 R の周知を図る。

② 環境教育（買い物ゲーム）

市内の小学校 4 年生を対象として、学校の授業でごみ減量体験型学習プログラムを実施することにより、ごみの減量化及び資源化に対する意識啓発を図り 4 R を推進する。

③ 4 R 推進コンクール

ごみの減量及び資源化について考え、4 R を主体的に実践してもらうことを目的として、市内の小・中学校を対象としたコンクールを実施する。

④ 食品ロス削減に向けた広報・啓発

廃棄物の発生・排出抑制の観点から、食品ロス削減に関する広報・啓発を行い、市民及び事業者の食品ロス削減に対する意識の高揚を図る。

(2) ごみの減量化・資源化計画

① 生活系ごみ

ア ごみの分別

一般家庭のごみは、6 区分 14 種類分別【燃やすごみ、燃やさないごみ（使用済小型電子機器（以下「小型家電」という。）・その他）、粗大ごみ、資源化物（缶・ガラスびん・ペットボトル・古紙・古布・草木）、有害・危険ごみ（有害ごみ・危険ごみ・乾電池）、廃スプリング入り製品】とし、分別の種類及び方法は「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。

イ 雑がみの分別と資源化の推進

資源化物である雑がみの分別・資源化を促進し、ごみ減量の推進を図る。

ウ 生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制や、ごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発による減量及び資源化の推進を図る。

エ 家庭ごみ有料化制度の実施

市が収集する生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

オ 適正処理困難一般廃棄物の処理について

条例第 20 条及び同規則第 2 条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

適正処理困難物のうち、廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファ等（以下「廃スプリング入り製品」という。）については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理を行うが、当該処理に係る費用は原則、排出者の全額負担とする。

カ 拠点回収事業

家庭から排出される資源化物のうち、無断持ち去りが発生している缶・古紙について、拠点回収する地域の団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

キ 店頭回収の推進

食品トレー等の容器包装については、店頭回収を実施しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点を P R し、販売事業者による資源化を促進する。

ク 広報・啓発

(ア) 市で収集するごみについて

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者には、より詳細な「家庭用ごみ分別の手引き」(パンフレット)も配付する。

(イ) 市で収集・処理しないごみについて

次に掲げる品目がごみとなった場合は、市での収集・処理を行わないが、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図るものとする。

a 特定家庭用機器再生商品化法(平成 10 年法律第 97 号)第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、及びエアコン)

b パソコン

- c リサイクルシステムが構築されているボタン電池、充電式電池、消火器、オートバイ等
 - (ウ) 宅配便回収について
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。)に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社(認定第 24 号)が実施する小型家電の自宅からの宅配便回収について、制度の周知を図り、パソコンその他の小型家電の再資源化の促進を図る。
 - ケ リフォームごみについて
日曜大工及び自ら自宅をリフォームする際に発生した建築廃材等については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについては、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。
 - コ 地域清掃について
自治会、ボランティア団体、NPO等が実施する地域清掃(道路ボランティア含む)によるごみについては、一般家庭のごみに準じた分別区分とし、収集を実施する。
 - サ 草木の例外処理について
台風・大雨等により一時期に大量に発生したため処理が困難となった草木、異物混入等により資源化が困難な草木については、資源化の対象とせず、焼却処理を行う。
- ② 事業系ごみ
- ア ごみの分別
事業所ごみは、法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物の範囲内において、2 区分 5 種類分別【燃やすごみ(資源化できない紙類・生ごみ(以下「食品残渣」という。))・木製品)、資源化物(古紙・草木)]とし、「事業系ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)において定めるものとする。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるプラスチック製容器包装は燃やすごみとして、缶、ガラスびん、ペットボトルは資源化物として、分別し排出することができるものとする。
 - イ 事業系古紙の分別と資源化の推進
事業系古紙(機密文書及び雑がみを含む)は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化が可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。
 - ウ 草木の分別と資源化の推進
事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。
 - エ 食品ロスの発生・排出抑制と食品残渣の減量化・資源化の推進
食品廃棄物の発生・排出抑制に係る取組みとして、外食事業者を対

象とした「食べきり協力店登録制度」を推進し、登録事業者の協力を得て食品ロス削減へ向けた啓発を実施する。

食品残渣として排出する場合は、水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクルを推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)の取り組み義務の対象とならない事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用事業者の紹介を行い、資源化の促進を図る。

オ 事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書の作成指導を継続し、個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

カ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

キ 資源化物処理ルートの維持

再生利用が可能な食品残渣及び草木については、当該品目限定の一般廃棄物収集運搬許可業者(以下「許可業者」という)。の維持を図り、当該許可業者の搬入施設での再生処理を行うことを推奨することにより、ごみの減量・資源化を推進する。

ク 広報・啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」(チラシ)及び「事業系ごみ適正処理の手引き」(パンフレット)を作成し、各事業所への配付を行う。

ケ 自ら事業所をリフォームする際に発生した建築廃材等について

当該廃棄物については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについて、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

コ 事業所から排出される缶・ガラスびん・ペットボトルの排出区分の適正化

事業活動に伴い排出される缶類・ガラスびん・ペットボトルについては、廃棄物処理法第2条の規定に従い、産業廃棄物に区分し再生処理を推奨し、エコマール那覇リサイクル棟への搬入を禁止する。

2 収集・運搬計画

(1) ごみ区分ごとの収集・運搬量(単位:トン)

① 計画収集

ア 生活系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	6,985
	委託業者		34,723
	直接持込		8,098
	許可業者		7,719
	市 民		379
燃やさないごみ (有害・危険ごみ 含む)	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	303
	委託業者		1,332
	直接持込		404
	許可業者		314
	市 民		90
粗大ごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	163
	委託業者		838
	直接持込・市民		878
資源化物	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	2,083
	委託業者		8,959
	直接持込		1,237
	許可業者		917
	市 民		320
適正処理困難物 (廃スプリング 入り製品)	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟・プラ ザ棟	19
	委託業者		149
	直接持込		47
	許可業者		2
	市 民		45

イ 事業系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直接持込	那覇・南風原 クリーンセンター	31,784
	許可業者		31,514
	事 業 者		270
資源化物 (古紙・草木を除く)	直接持込	エコマール那覇 リサイクル棟	197
	許可業者		197

② その他(直接資源化等)

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
--------	------	------	---------

資源化物 (缶、古紙)	拠点回収	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	7
小型家電 (パソコンを含む)	宅配便回収	リネットジャパンリ サイクル(株) (小型家 電リサイクル法認定事 業者 認定第 24 号)	20

(2) 収集・運搬方法

①生活系ごみ

ア 生活系ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定日収集により難しい一部の集合住宅等については、許可業者が収集する。

イ 一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。

ウ 分別されたごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源化物、有害ごみ、危険ごみ及び乾電池については、定日収集により行う。粗大ごみ及び廃スプリング入り製品は電話受け付けにより収集日を指定する。

収集するごみの種類及び収集日等については、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)において定めるものとする。

エ ごみの持ち込みとは、市民自ら車両を運転し、又は市民から委託を受けた許可業者が、ごみを中間処理施設へ搬入することをいう。

オ 引っ越し等により多量に排出された、ごみの持ち込みは、事前に那覇・南風原クリーンセンターへ電話受付するものとする。

カ 事業の用に供さない空き家及び空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持ち込む、又は許可業者へ委託若しくは自己処理(各自で家庭へ持ち帰り、分別をして出す等の対応)するものとする。

キ 在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成 17 年 9 月 8 日付け環廃対発 050908003 号・環廃産発 050908001 号の環境省通知を踏まえ、安全に取り扱うことができ、感染の可能性が低いものについては、市が生活系ごみとして処理する。

ク 市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることを禁止し、禁止行為違反者に対し、行政指導及び行政処分を科すことで、適正な定日収集を推進する。

ケ 地域清掃によるごみについては、電話受け付けにより収集日を指定

する。

コ 廃スプリング入り製品は、エコマール那覇プラザ棟において選別・一時保管を行い、スプリングを除いた選別残渣は那覇・南風原クリーンセンターへ搬入する。

②事業系ごみ

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、法第 3 条及び条例第 3 条に基づき、事業者自ら処理するか、又は、許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。

(3) 収集・運搬体制

①生活系ごみ

ア 定日収集

生活系ごみの定日収集は、9つの区域に分け、直営及び次の委託業者で行う。

名称	代表者名	所在地
(有)那覇クリーンサービス	崎濱 秀樹	那覇市港町 2-13-14
(有)那覇東クリーン	仲宗根 朗	那覇市首里汀良町 3-69-4
(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市宇真地 157

イ 定日収集により難しい一部の集合住宅等の収集

定日収集により難しい一部の集合住宅等の収集については、許可業者で行う。(別紙 1 許可業者一覧を参照)

ウ アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

②事業系ごみ

事業者自ら運搬するか、又は、許可業者へ委託して行う。
(別紙 1 許可業者一覧を参照)

3 中間処理計画

(1) 基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つためには、安定的かつ安心して処理できる体制の整備が必要である。また、焼却に伴う熱エネルギーの積極的な回収利用を図るとともに、焼却残渣を資源化する。

(2) 処理方法

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池

及び廃スプリング入り製品の選別残渣については、那覇市と南風原町で組織する「那覇市・南風原町環境施設組合」の那覇・南風原クリーンセンターにおいて処理する。

資源化物はエコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設において処理又は直接資源化を行う。

那覇・南風原クリーンセンターにおいては、破碎選別施設で鉄・アルミの選別して資源化を行うほか、焼却処理後に灰溶融炉でスラグ・メタルを生成し、資源化を行い、最終処分量の減量化を図る。

(3) 処理施設

施設区分	中間処理施設 (委託含む)		備考
ごみ 処 理 施 設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター	ごみの焼却により発電を行い、施設内の電力をまかない、余剰電力は売却する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 650	
	開 設	平成 18 年 4 月	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラー付)、電気式灰溶融炉設備、破碎選別設備	
	焼却能力	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)	
	灰溶融炉	52 t / 日 (26 t / 日 × 2 炉)	
	破碎選別	39 t / 5H (粗大ごみ 6 t / 5H、不燃ごみ 33 t / 5H)	
	処理対象	燃やすごみ (廃スプリング入り製品の選別残渣含む)、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池	
	発電容量	8,000kw	
資 源 化 施 設	施設名	エコマール那覇リサイクル棟	古紙は、市長の指定する民間資源化施設へ直接搬入する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 655	
	開 設	平成 23 年 4 月	
	主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	
	処理能力	53 t / 日	

	処理対象	缶、ガラスびん、ペットボトル、古布、草木	
--	------	----------------------	--

4 最終処分計画

那覇・南風原クリーンセンターでの中間処理において、資源化物を回収・生成した後に出る処理飛灰・溶融不適物・溶融処理残渣等については、海面最終処分場にて埋立て処理し、処分場内の海水は環境に負荷が少ないよう余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。

最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町 4-3-6 の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107,000 m ³
水処理施設 処理能力	90 m ³ /日
処理方式	流入調整＋第 1 凝集沈殿処理（カルシウム凝集）＋生物処理（硝化・脱窒・再ばっ気）＋第 2 凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）＋消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

2 章 し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥については、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき市長が許可した浄化槽清掃業者による定期的な衛生管理を推進し、当該品目の許可業者による収集・運搬体制をとる。

中間処理は、那覇市し尿等下水道放流施設において処理する。

1 し尿・浄化槽汚泥量

単位：k l

区分	搬入施設	搬入量
し尿	那覇市し尿等下水道放流施設	1,463
浄化槽汚泥		3,109

2 収集運搬計画

(1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可 番号	会社名	代表者名	住所地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可 番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城 秀吉		八重瀬町字後原 1129
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

3 中間処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬 1-5-11
面積	敷地面積：2,249 m ² 、建築面積：548 m ² 、延床面積 1,300 m ²
処理方式	前処理・固液分離・希釈下水道放流方式
処理能力	32k1/日（し尿・浄化槽汚泥：24k1、下水道清掃汚泥：8k1）

別紙 1 許可業者一覧 (1章ごみ処理 2収集・運搬計画 関連)

本市の一般廃棄物処理業の適切な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、本計画の対象区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者への事業の影響を考慮した結果、本計画期間内におけるごみの処理量に対する収集・運搬体制のうち、許可業者は下表のとおりとする。

1 ごみ

許可番号に続いて付されている「●・◆・★」は、それぞれ次の許可又は取扱いが可能であることを示している。

- 印は草木の許可を受けていること。
- ◆印は食品残渣の許可を受けていること。
- ★印は特定家庭用機器の取扱いが可能であること。

個人 14 業者

許可番号	氏名	所在地	許可番号	氏名	所在地
5	祖平 愛也	那覇市具志 3-32-26	28	兼濱 康喜	那覇市字国場 254-1
10	上原 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	32●	伊良波 哲	宜野湾市愛知 2-6-23
11	上原 正和	那覇市具志 3-12-3	35	伊佐 真亜	那覇市首里鳥堀町 4-365-2
16	伊野波 盛俊	那覇市真嘉比 2-29-10	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町 2-52
17	大城 尋光	浦添市宮城 6-10-5	55●★	普天間 里恵子	南城市大里字高平 722-5
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 176-4	64	福里 清	那覇市首里石嶺町 2-65
23	城間 美佐江	那覇市松島 1-9-21	65	金城 隆幸	浦添市伊祖 3-9-17

法人 37 社

許可番号	会社名	代表者名	所在地
1●	(有)宮國清掃	宮國 勝博	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1450

3★	(株)ゆい清掃	友利 清子	那覇市首里末吉町 3-120-30
6●	(株)クリーンアップ福	仲眞 典子	那覇市首里大名町 2-91
7	(同)司クリーンサービス	大城 睦子	那覇市港町 2-2-3
8●★	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28
9	(株)首里クリーンサービス	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107
19★	(同)マツバラ	松原 秀明	那覇市字松川 524-1
20	(株)栗國清掃	栗國 文武	浦添市字経塚 811-60
21	(株)廣	根間 良明	浦添市伊祖 1-22-3
22●	(株)タマキクリーン	仲村 孝枝	南城市字大里字高平 131-18
24●	(株)SUNクリーン	金城 通夫	那覇市首里石嶺町 4-411
26	(株)玉城清掃	玉城 正	南城市大里字大里 807
27	(同)花城クリーン	花城 利彦	那覇市古波蔵 2-18-3
31●★	(有)三友	金城 和良	那覇市樋川 2-16-9
33●	(有)那覇相互清掃	梅本 忠助	那覇市字国場 1171-1
34●★	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真 321-4
39●	(株)令和環境	宮城 みゆき	南城市大里字大里 1770-1
40	(株)大輪産業	根間 大輔	那覇市古島 1-7-31
43	(株)タナハラ	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301 番地
47	(株)沖繩ちゅらコネクト	新里 靖美	南城市大里字大里 1624
48	(同)明進環境整美	大城 豊	南城市大里字仲間 7-23
49●	(株)タイハウエコクリーン	根間 正明	那覇市真嘉比 2-20-2
50●★	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名 107-1
51	(株)カワカミ	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
53●	(株)吉浜クリーン開発	吉浜 克之	那覇市松川 2-11-15
54	(同)エコライフ	前門 清人	那覇市松川 1-12-27
56●★	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	南風原町字津嘉山 1455
58	(有)那覇環境サービス	山入端 弾	糸満市西崎町 5-5-7
59●◆★	(株)沖繩公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
60	(同)ヒロケン	上田 長廣	浦添市字大平 374
61●★	(株)やすもと	安元 良美	浦添市字経塚 811-51
62●★	(株)タイラ産業	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
63●	(株)光環境サービス	銘苺 茂光	南城市大里字古堅 1011-3
66	(有)都市清掃社	西村 清也子	島尻郡八重瀬町字友寄 41

67◆	資協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68●	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

2 品目限定許可

(1) 自衛隊基地から排出される草木 1社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

(2) 自衛隊基地及び事業者から排出される草木 5社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
109	(株)グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(株)とみしろ建材	知念 徹	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	(株)美玉開発	照屋 一盛	那覇市字仲井真 356-1
115	(有)沖縄縄クリーン工業	前田 裕樹	那覇市久茂地 3-16-8

(3) 食品残渣 個人1業者、法人6社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
121	(株)グリーンエイト	諸見里 純子	八重瀬町字具志頭 1364
122	資オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
124	仲本 賢正		中城村字奥間 971-3
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
128	(有)沖縄化製工業	岸本 勇	南城市大里字大城 1927
129	(有)東産業	東恩納 政人	八重瀬町字新城 881

(4) 廃スプリング入り製品 1社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

那 覇 市 告 示 第 2 号
令 和 5 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市歴史博物館料金徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 委託事務の名称 那覇市歴史博物館料金徴収事務委託
※ 徴収する料金は、次のア及びイである。
ア 那覇市歴史博物館を観覧する者から徴収する観覧料
イ 那覇市歴史博物館にて販売する書籍の代金
- 2 受託者の住所 那覇市久茂地1丁目1番1号
- 3 受託者の名称 株式会社流通アシスト
- 4 委託期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

那 覇 市 告 示 第 4 号

令 和 5 年 4 月 1 日

掲 示 済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する
閲覧について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第252条の36第6項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成25年那覇市規則第55号）に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部企画調整課で閲覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 令和5年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
(1) 氏名 植松 孝則
(2) 住所
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法
精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。
- 5 閲覧期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（那覇市の休日を定める条例（平成3年那覇市条例第33号）第1条に規定する休日以外の日の午前8時30分～午後5時15分までとする）
- 6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を市長に申請するものとする。

那 覇 市 告 示 第 7 号
令 和 5 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 委託事務の名称 那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約
- 2 受託者の住所 浦添市安波茶3丁目5番2号
安波茶交差点ビル103号室
- 3 受託者の名称 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会
会長 佐久本 武
- 4 委託期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

那 覇 市 告 示 第 1 4 号
令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年(2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市一般会計補正予算 (第 7 号)

令和 4 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 7 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,501,142千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,737,222千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		51,593,061	2,181,333	53,774,394
	1 市民税	19,892,541	901,458	20,793,999
	2 固定資産税	25,795,434	702,534	26,497,968
	3 軽自動車税	855,539	△ 1,916	853,623
	4 市たばこ税	3,958,719	524,615	4,483,334

	5 入湯税	7,562	20,220	27,782
	6 事業所税	1,083,266	34,422	1,117,688
2 地方譲与税		769,607	△ 39,519	730,088
	4 航空機燃料譲与税	240,528	△ 40,000	200,528
	6 森林環境譲与税	35,781	481	36,262
3 利子割交付金		18,023	△ 7,922	10,101
	1 利子割交付金	18,023	△ 7,922	10,101
4 配当割交付金		61,949	38,473	100,422
	1 配当割交付金	61,949	38,473	100,422
5 株式等譲渡所得割交付金		58,732	48,596	107,328
	1 株式等譲渡所得割交付金	58,732	48,596	107,328
6 地方消費税交付金		7,682,679	478,625	8,161,304
	1 地方消費税交付金	7,682,679	478,625	8,161,304
7 環境性能割交付金		40,243	4,131	44,374
	1 環境性能割交付金	40,243	4,131	44,374
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		307,850	30,482	338,332
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	307,850	30,482	338,332
9 地方特例交付金		119,785	20,468	140,253
	1 地方特例交付金	119,784	20,268	140,052
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1	200	201
10 地方交付税		8,946,690	857,945	9,804,635
	1 地方交付税	8,946,690	857,945	9,804,635
11 交通安全対策特別交付金		50,000	△ 5,000	45,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000	△ 5,000	45,000
12 法人事業税交付金		812,853	33,609	846,462
	1 法人事業税交付金	812,853	33,609	846,462
13 分担金及び		744,188	3,711	747,899

負担金	2 負担金	744, 187	3, 711	747, 898
14 使用料及び 手数料		3, 536, 958	△ 29, 294	3, 507, 664
	1 使用料	2, 795, 269	△ 26, 251	2, 769, 018
	2 手数料	741, 689	△ 3, 043	738, 646
15 国庫支出金		56, 402, 896	887, 659	57, 290, 555
	1 国庫負担金	40, 180, 224	206, 766	40, 386, 990
	2 国庫補助金	16, 124, 241	684, 512	16, 808, 753
	3 委託金	98, 431	△ 3, 619	94, 812
16 県支出金		16, 599, 271	△ 717, 354	15, 881, 917
	1 県負担金	9, 166, 899	△ 54, 346	9, 112, 553
	2 県補助金	6, 709, 713	△ 624, 020	6, 085, 693
	3 委託金	722, 659	△ 38, 988	683, 671
17 財産収入		557, 012	△ 6, 397	550, 615
	1 財産運用収入	457, 052	3, 647	460, 699
	2 財産売払収入	99, 960	△ 10, 044	89, 916
18 寄附金		370, 131	164, 914	535, 045
	1 寄附金	370, 131	164, 914	535, 045
19 繰入金		7, 468, 627	△ 461, 078	7, 007, 549
	1 特別会計繰入金	278, 828	2, 515	281, 343
	2 基金繰入金	7, 189, 799	△ 463, 593	6, 726, 206
21 諸収入		1, 617, 877	313, 195	1, 931, 072
	1 延滞金加算金及び 過料	37, 306	437	37, 743
	2 市預金利子	51	171	222
	4 受託事業収入	176, 695	△ 3, 168	173, 527
	5 雑入	1, 217, 916	315, 755	1, 533, 671
22 市債		12, 003, 478	△ 2, 296, 012	9, 707, 466
	1 市債	12, 003, 478	△ 2, 296, 012	9, 707, 466
23 自動車取得		0	577	577

税交付金	1 自動車取得税交付金	0	577	577
歳入合計		176,236,080	1,501,142	177,737,222

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		758,235	△ 105	758,130
	1 議会費	758,235	△ 105	758,130
2 総務費		15,875,927	3,014,769	18,890,696
	1 総務管理費	13,213,114	3,231,715	16,444,829
	2 徴税費	1,199,760	△ 66,103	1,133,657
	3 戸籍住民基本台帳費	893,442	△ 49,776	843,666
	4 選挙費	421,747	△ 87,447	334,300
	5 統計調査費	40,209	△ 2,827	37,382
	6 監査委員費	107,655	△ 10,793	96,862
3 民生費		94,211,382	1,280,396	95,491,778
	1 社会福祉費	34,375,663	617,029	34,992,692
	2 児童福祉費	34,736,179	316,652	35,052,831
	3 生活保護費	25,099,539	346,715	25,446,254
4 衛生費		16,653,611	△ 384,368	16,269,243
	1 保健衛生費	13,231,695	△ 309,712	12,921,983
	2 清掃費	3,421,916	△ 74,656	3,347,260
5 労働費		38,611	△ 2,694	35,917
	1 労働諸費	38,611	△ 2,694	35,917
6 農林水産業費		569,913	△ 361,504	208,409
	1 農業費	60,464	△ 4,003	56,461
	2 林業費	35,903	506	36,409
	3 水産業費	473,546	△ 358,007	115,539
7 商工費		1,762,797	△ 98,485	1,664,312
	1 商工費	1,762,797	△ 98,485	1,664,312

8 土木費		13,743,588	△ 497,702	13,245,886
	1 土木管理費	253,532	△ 12,979	240,553
	2 道路橋りょう費	1,421,237	△ 108,583	1,312,654
	3 港湾費	693,107	△ 61	693,046
	4 都市計画費	6,352,790	△ 109,628	6,243,162
	5 住宅費	5,022,922	△ 266,451	4,756,471
9 消防費		3,271,009	△ 116,362	3,154,647
	1 消防費	3,271,009	△ 116,362	3,154,647
10 教育費		15,334,334	△ 1,101,277	14,233,057
	1 教育総務費	2,152,876	△ 171,878	1,980,998
	2 小学校費	7,154,423	△ 682,970	6,471,453
	3 中学校費	1,805,948	△ 51,937	1,754,011
	4 社会教育費	1,760,859	△ 74,105	1,686,754
	5 保健体育費	2,460,228	△ 120,387	2,339,841
12 公債費		13,816,668	△ 231,526	13,585,142
	1 公債費	13,816,668	△ 231,526	13,585,142
歳出合計		176,236,080	1,501,142	177,737,222

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			20,971
	1 総務管理費		20,971
		自治会活動育成事業	1,828
		市民活動支援センターオンライン会議環境整備事業	19,143
3 民生費			1,708,078
	2 児童福祉費		1,708,078
		老朽化保育所増改築等事業	109,637
		宇栄原こども園園舎建設補助事業	235,500

		城東こども園園舎建設補助事業	6,485
		石嶺こども園園舎建設補助事業	3,339
		令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(那覇市新型コロナウイルス感染症対応)	1,277,325
		久場川児童館(劣化・耐震)診断事業	1,276
		若狭児童館改修工事	17,473
		児童館施設整備事業	17,250
		識名小区児童クラブ活動拠点整備事業	39,793
6 農林水産業費			20,590
	1 農業費		2,782
		那覇市肥料価格高騰緊急対策事業	2,782
	3 水産業費		17,808
		泊漁港再整備事業	17,808
7 商工費			24,781
	1 商工費		24,781
		インキュベート施設機能強化事業	20,000
		第一牧志公設市場再整備事業	2,255
		第一牧志公設市場オープニング事業	2,526
8 土木費			2,319,608
	1 土木管理費		5,841
		新真和志複合施設建設事業	5,841
	2 道路橋りょう費		551,587
		道路維持管理事業	8,198
		道路維持事業	17,493
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	437,445
		道路新設改良事業(単独)	15,707
		歴史散歩道整備事業	34,744
		交通安全施設整備事業(特交金)	38,000
	4 都市計画費		1,596,580

		景観形成推進事業	962
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	861,629
		無電柱化引込設備事業負担金	297
		沖縄都市モノレール(株)貸付金	38,300
		街路整備事業(単独)	1,800
		街路整備事業(公共投資交付金)	335,568
		公園維持管理費	43,894
		公園整備事業(沖縄振興公共投資交付金)	126,784
		公園施設長寿命化対策支援事業	26,211
		公園整備事業(社会資本整備総合交付金)	152,535
		民間活力を活かした公園活性化事業	8,600
	5 住宅費		165,600
		市営住宅ストック総合改善事業	156,767
		樋川市営住宅駐輪場整備事業	4,276
		市営住宅建替移転事業(補助金)	179
		市営住宅施策検討調査事業	4,378
10 教育費			3,978,667
	1 教育総務費		4,088
		学校パソコン保守管理事業	3,560
		学校ICT環境整備事業(GIGA)	528
	2 小学校費		3,329,626
		小学校管理運営費	22,973
		施設維持管理費(小学校)	10,835
		小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化)	45,785
		小学校環境整備事業(トイレ整備)	122,978
		小学校施設ブロック塀対策事業	13,961
		小学校変電設備整備事業	17,347
		小学校教材等整備費	9,074

		高良小学校屋内運動場建設事業	186,681
		識名小学校校舎建設事業	378,066
		与儀小学校校舎建設事業	323,587
		与儀小学校屋内運動場建設事業	280,777
		地域・学校連携施設(与儀小)建設事業	51,737
		識名小学校屋内運動場建設事業	478,207
		松川小学校屋内運動場建設事業	155,634
		天妃小学校校舎建設事業	850,510
		古蔵小学校屋内運動場建設事業	150,261
		若狭小学校屋内運動場建設事業	93,257
		城東小学校屋内運動場大規模改造事業	137,956
	3 中学校費		440,849
		中学校環境整備事業(トイレ整備)	105,822
		中学校施設ブロック塀対策事業	12,507
		中学校教材等整備費	1,188
		安岡中学校屋内運動場建設事業	92,978
		松島中学校屋内運動場建設事業	176,959
		借用校地購入事業(中学校)	51,395
	4 社会教育費		157,501
		森の家みんな施設機能強化事業	3,393
		崇元寺跡保存整備事業	133,608
		真地久茂地線埋蔵文化財調査	20,500
	5 保健体育費		46,603
		学校給食設備整備事業	535
		開南小学校給食調理場改築事業	45,260
		与儀小学校給食調理場改築事業	808
合	計		8,072,695

2 変 更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
4 衛生費			1,146,300		1,380,600
	1 保健衛生費		1,146,300		1,380,600
		病院事業債貸付金	1,146,300	病院事業債貸付金	1,380,600
8 土木費			1,316,168		1,781,607
	2 道路橋りょう費		31,480		990
		法定外橋梁修繕事業	31,480	法定外橋梁修繕事業	990
	4 都市計画費		74,900		201,127
		モノレール・インフラ等修繕	74,900	モノレール・インフラ等修繕	201,127
	5 住宅費		1,209,788		1,579,490
		市営住宅維持管理費	73,219	市営住宅維持管理費	85,983
		地域居住機能再生推進事業	1,136,569	地域居住機能再生推進事業	1,493,507
合 計		2,462,468		3,162,207	

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
緊急通報システム事業業務委託契約 (ちゃーがんじゅう課)	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	8,340
土木積算システム保守管理業務委託 (令和 2 年度設定 追加) (道路建設課)	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	2,942
土木積算システム保守管理業務委託 (令和 2 年度設定 追加) (道路管理課)	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	2,134
土木積算システム保守管理業務委託 (令和 2 年度設定 追加) (花とみどり課)	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	264
土木積算システム保守管理業務委託 (令和 2 年度設定 追加) (公園管理課)	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	53
土木積算システム保守管理業務委託 (令和 2 年度設定 追加) (建築工事課)	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	212

土木積算システム保守管理業務委託 (令和 2 年度設定 追加分) (施設課)	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	159
--	------------------------	-----

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期間	限度額	期間	限度額
那覇市ハイサイ市民課 窓口業務外部委託 (ハイサイ市民課)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	502, 944	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	518, 223

3 廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ともかぜ振興会館管理運営事業 2 期目 (平和交流・男女参画課)	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	91, 056
泊漁港再整備事業 (商工農水課)	令和 5 年度	84, 040
那覇空港南側船揚場整備工事 (その 1) (商工農水課)	令和 5 年度	237, 404
ぶんかテンプス館及び伝統工芸館の一体的活用推進事業 (商工農水課)	令和 4 年度から 令和 15 年度まで	607, 734

第 4 表 地方債補正

1 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率 償還の方法
1 庁舎建設事業	567,100	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	388,800	補正前に同じ	
2 社会福祉施設整備事業	186,600				151,000		
3 病院事業貸付金	3,509,100				3,221,400		
5 道路整備事業	183,300				144,400		
7 都市計画事業	410,100				420,000		
8 都市公園整備事業	187,600				188,600		
9 市営住宅建設事業	751,400				810,900		
10 消防施設整備事業	142,000				128,600		
11 教育施設整備事業	2,248,900				1,730,900		
12 臨時財政対策債	2,401,012				1,200,000		

2 廃 止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備 考
4 農林水産事業	93,500	

那 覇 市 告 示 第 1 5 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市一般会計補正予算 (第 8 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市一般会計補正予算 (第 8 号)

令和 4 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 8 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,695 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 177,762,917 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		57,290,555	24,255	57,314,810
	2 国庫補助金	16,808,753	24,255	16,833,008
19 繰入金		7,007,549	1,440	7,008,989
	2 基金繰入金	6,726,206	1,440	6,727,646
歳 入 合 計		177,737,222	25,695	177,762,917

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		95,491,778	25,695	95,517,473
	1 社会福祉費	34,992,692	24,120	35,016,812
	2 児童福祉費	35,052,831	1,575	35,054,406
歳 出 合 計		177,737,222	25,695	177,762,917

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			25,695
	1 社会福祉費		24,120
		こどもの安心・安全対策支援事業	24,120
	2 児童福祉費		1,575
		認可外保育施設支援事業	1,575
合 計			25,695

那 覇 市 告 示 第 16 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市一般会計予算

令和 5 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 168,677,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		54,508,055
	1 市民税	21,090,648
	2 固定資産税	27,212,161
	3 軽自動車税	852,359
	4 市たばこ税	4,257,621
	5 入湯税	17,360
	6 事業所税	1,077,906
2 地方譲与税		719,794
	1 自動車重量譲与税	342,372
	2 地方道路譲与税	1
	3 特別とん譲与税	25,974
	4 航空機燃料譲与税	200,528
	5 地方揮発油譲与税	114,657
	6 森林環境譲与税	36,262
3 利子割交付金		9,657
	1 利子割交付金	9,657
4 配当割交付金		100,421
	1 配当割交付金	100,421
5 株式等譲渡所得割交付金		107,333
	1 株式等譲渡所得割交付金	107,333
6 地方消費税交付金		8,282,924
	1 地方消費税交付金	8,282,924
7 環境性能割交付金		46,901
	1 環境性能割交付金	46,901
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		338,332
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	338,332
9 地方特例交付金		130,941

	1 地方特例交付金	130,940
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1
10 地方交付税		8,930,254
	1 地方交付税	8,930,254
11 交通安全対策特別交付金		45,000
	1 交通安全対策特別交付金	45,000
12 法人事業税交付金		907,293
	1 法人事業税交付金	907,293
13 分担金及び負担金		757,193
	1 分担金	1
	2 負担金	757,192
14 使用料及び手数料		3,579,887
	1 使用料	2,871,314
	2 手数料	708,573
15 国庫支出金		45,524,718
	1 国庫負担金	39,731,586
	2 国庫補助金	5,696,358
	3 委託金	96,774
16 県支出金		18,796,965
	1 県負担金	9,471,370
	2 県補助金	8,826,726
	3 委託金	498,869
17 財産収入		1,005,352
	1 財産運用収入	507,776
	2 財産売払収入	497,576
18 寄附金		530,337
	1 寄附金	530,337
19 繰入金		4,196,784
	1 特別会計繰入金	4,425
	2 基金繰入金	4,192,359

20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		1,618,892
	1 延滞金加算金及び過料	30,794
	2 市預金利子	131
	3 貸付金元利収入	185,029
	4 受託事業収入	56,742
	5 雑入	1,346,196
22 市債		18,038,624
	1 市債	18,038,624
23 自動車取得税交付金		1,343
	1 自動車取得税交付金	1,343
歳 入 合 計		168,677,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		787,875
	1 議会費	787,875
2 総務費		10,407,029
	1 総務管理費	8,117,105
	2 徴税費	1,171,625
	3 戸籍住民基本台帳費	902,854
	4 選挙費	65,765
	5 統計調査費	41,745
	6 監査委員費	107,935
3 民生費		89,130,540
	1 社会福祉費	31,635,328
	2 児童福祉費	31,207,192
	3 生活保護費	26,288,019
	4 災害救助費	1
4 衛生費		19,278,888

	1 保健衛生費	15,450,250
	2 清掃費	3,828,638
5 労働費		36,364
	1 労働諸費	36,364
6 農林水産業費		1,069,830
	1 農業費	59,674
	2 林業費	36,384
	3 水産業費	973,772
7 商工費		1,374,487
	1 商工費	1,374,487
8 土木費		13,211,247
	1 土木管理費	267,374
	2 道路橋りょう費	1,883,462
	3 港湾費	692,477
	4 都市計画費	5,918,107
	5 住宅費	4,449,827
9 消防費		3,304,003
	1 消防費	3,304,003
10 教育費		17,267,494
	1 教育総務費	2,092,253
	2 小学校費	6,671,686
	3 中学校費	2,707,542
	4 社会教育費	1,744,114
	5 保健体育費	4,051,899
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		12,566,382
	1 公債費	12,566,382

13 諸支出金		42,857
	1 公営企業貸付金	1
	2 市たばこ税県交付金	42,856
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		168,677,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
市制施行記念事業（市政功労章等の購入）（秘書広報課）	令和5年度から 令和6年度まで	994
給与関係事務委託事業（人事課）	令和5年度から 令和11年度まで	154,680
本庁舎省エネ支援業務委託（管財課）	令和6年度から 令和9年度まで	22,522
RPAライセンス使用料（企画調整課）	令和6年度から 令和8年度まで	39,913
令和6年度データ印字業務委託契約B（情報政策課）	令和5年度から 令和6年度まで	20,900
「戸籍総合システム・ブックレス」等使用許諾契約（情報政策課）	令和6年度から 令和11年度まで	21,952
異動受付支援システムサービス利用契約（ハイサイ市民課）	令和6年度から 令和7年度まで	8,247
パレット市民劇場等管理運営事業（文化振興課）	令和5年度から 令和10年度まで	404,063
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償（商工農水課）	令和6年度から 令和16年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から、株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額

那覇市IT創造館使用施設使用料コンビニ納付事業 (商工農水課)	令和6年度から 令和9年度まで	224
ぶんかテンプス館及び伝統工芸館の一体的活用推進事業 (商工農水課)	令和5年度から 令和15年度まで	607,734
家庭ごみ有料化事業 平型ごみ袋 (環境政策課)	令和6年度	26,416
家庭ごみ有料化事業 取っ手付きごみ袋 (環境政策課)	令和6年度	7,709
デジタル複合機賃貸借契約 (環境政策課)	令和6年度から 令和9年度まで	2,141
粗大ごみ等受付処理システム再構築事業 (クリーン推進課)	令和6年度	2,475
霊園・納骨堂管理システムサーバー賃貸料 (環境保全課)	令和6年度から 令和10年度まで	684
那覇市総合福祉センター管理運営費 (福祉政策課)	令和5年度から 令和10年度まで	198,508
壺川老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	令和5年度から 令和10年度まで	64,889
末吉老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	令和5年度から 令和10年度まで	61,789
小禄老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	令和5年度から 令和10年度まで	55,953
識名老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	令和5年度から 令和10年度まで	63,398
辻老人憩の家管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	令和5年度から 令和10年度まで	55,549
金城老人憩の家管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	令和5年度から 令和10年度まで	36,640
那覇市障がい者福祉センター管理運営委託料 (障がい福祉課)	令和5年度から 令和10年度まで	160,736
大名児童館管理運営委託料 (こども教育保育課)	令和5年度から 令和10年度まで	75,160

小禄児童館管理運営委託料 (こども教育保育課)	令和5年度から 令和10年度まで	63,410
識名児童館管理運営委託料 (こども教育保育課)	令和5年度から 令和10年度まで	63,105
金城児童館管理運営委託料 (こども教育保育課)	令和5年度から 令和10年度まで	57,390
新都心公園等管理運営事業 (公園管理課)	令和5年度から 令和10年度まで	170,715
発注者支援業務 (PPP事業モニタリング業務) (建築 工事課)	令和5年度から 令和9年度まで	43,142
新真和志複合施設建設事業 (PPP事業者) (建築工事 課)	令和5年度から 令和28年度まで	5,180,191
石嶺市営住宅建替業務 (第7-1期実施設計) (市営 住宅課)	令和6年度	128,907
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業 (利用件 数増加に伴う追加分) (市営住宅課)	令和5年度から 令和7年度まで	4,165
那覇市消防局寝具類賃貸借契約 (消防局総務課)	令和5年度から 令和6年度まで	12,240
消防局庁舎清掃業務委託 (消防局総務課)	令和5年度から 令和6年度まで	6,345
消防庁舎ごみ収集業務委託 (消防局総務課)	令和5年度から令 和6年度まで	2,588
那覇市立森の家みんな管理運営委託料 (生涯学習 課)	令和5年度から 令和10年度まで	59,305
那覇市給付型奨学金事業 (令和5年度採用者) (生涯 学習課)	令和6年度から 令和11年度まで	32,463
那覇市営奥武山体育施設管理運営事業 (市民スポー ツ課)	令和5年度から 令和10年度まで	396,530
松川小学校屋内運動場建設事業 (施設課)	令和5年度から 令和6年度まで	1,291,393

安岡中学校長寿命化改良 (予防改修) 事業 (設計) (施設課)	令和 6 年度	8, 100
寄宮中学校長寿命化改良 (予防改修) 事業 (設計) (施設課)	令和 6 年度	11, 445
識名小学校法面对策事業 (動態観測) (施設課)	令和 6 年度	3, 196
与儀小学校給食調理場改築事業 (学校給食課)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	488, 908
与儀小学校給食調理場改築事業 (備品購入) (学校給食課)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	200, 151
学校給食献立作成用パソコン導入事業 (学校給食課)	令和 5 年度から 令和 10 年度まで	23, 300
学校給食調理業務委託事業 (銘苅学校給食センター) (学校給食課)	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	166, 694
学校給食調理業務委託事業 (鏡原学校給食センター) (学校給食課)	令和 6 年度から令 和 10 年度まで	163, 099
学校給食調理業務委託事業 (上間学校給食センター) (学校給食課)	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	154, 338
学校給食搬送業務委託 (開南学校給食センター) (学 校給食課)	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	24, 315

第 3 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債 の方 法	利 率	償還の方法
1 庁舎建設事業	114, 400	証書	年 5 %以内	償還期間
2 社会福祉施設整備事業	224, 700	借入	(ただし、利率	は、据置期
3 病院事業貸付金	9, 173, 100	又は	見直し方式で借	間を含め 3
4 一般廃棄物処理事業	6, 300	証券	り入れる資金に	0 年以内と
5 農林水産事業	468, 900	発行	ついて、利率の	する。
6 公設市場再整備事業	75, 300		見直しを行った	償還方法
7 道路整備事業	138, 100		後においては、	は、元利均

8 交通事業	80,900		当該見直し後の 利率)	等、元金均 等等によ る。 ただし、 財政の都合 により、据 置期間中で あっても繰 上償還し、 償還年限を 変更し、又 は借り換え ることがで きる。
9 都市計画事業	433,000			
10 都市公園整備事業	126,200			
11 市営住宅建設事業	637,100			
12 消防施設整備事業	325,700			
13 教育施設整備事業	3,271,200			
14 臨時財政対策債	1,345,000			
計	16,419,900			

那 覇 市 告 示 第 1 7 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,199 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 272,089 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		276,288	△4,199	272,089
	1 貸付金元利収入	276,288	△4,199	272,089
歳入合計		276,288	△4,199	272,089

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		276,288	△4,199	272,089
	1 公債費	276,288	△4,199	272,089
歳出合計		276,288	△4,199	272,089

那 覇 市 告 示 第 1 8 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

令和 5 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 403,557 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		403,557
	1 貸付金元利収入	403,557
歳 入 合 計		403,557

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		403,557
	1 公債費	403,557
歳 出 合 計		403,557

那 覇 市 告 示 第 19 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 4 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,034,029 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,751,311 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		単位:千円		
款	項	補正前の額	補正額	金額
1 介護保険料		5,715,341	△319,940	5,395,401
	1 介護保険料	5,715,341	△319,940	5,395,401
3 国庫支出金		7,204,819	△472,727	6,732,092

	1 国庫負担金	4,998,484	△303,220	4,695,264
	2 国庫補助金	2,206,335	△169,507	2,036,828
4 支払基金交付金		7,484,011	△436,604	7,047,407
	1 支払基金交付金	7,484,011	△436,604	7,047,407
5 県支出金		3,996,736	△207,396	3,789,340
	1 県負担金	3,638,936	△198,186	3,440,750
	3 県補助金	357,799	△9,210	348,589
6 財産収入		55	488	543
	1 財産運用収入	55	488	543
7 繰入金		4,934,834	△251,466	4,683,368
	1 他会計繰入金	4,934,833	△251,466	4,683,367
9 諸収入		2,240	1,516	3,756
	2 雑入	943	1,516	2,459
10 市債		347,901	△347,900	1
	1 市債	347,901	△347,900	1
歳入合計		30,785,340	△2,034,029	28,751,311

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 総務費		1,144,123	△419,096	725,027
	1 総務管理費	820,747	△395,553	425,194
	2 徴収費	38,698	△598	38,100
	3 介護認定審査会費	284,678	△22,945	261,733
2 保険給付費		26,576,675	△1,541,573	25,035,102
	1 介護サービス等諸費	25,995,872	△1,505,825	24,490,047
	2 介護予防サービス等諸費	548,902	△35,739	513,163
	3 その他諸費	31,901	△9	31,892
4 基金積立金		429,918	489	430,407

	1 基金積立金	429,918	489	430,407
5 地域支援事業費		1,938,577	△73,850	1,864,727
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	999,251	△68,150	931,101
	2 一般介護予防事業費	138,209	△6,105	132,104
	3 包括的支援事業・任意事業費	796,624	405	797,029
6 諸支出金		696,046	1	696,047
	1 償還金及び還付加算金	487,999	1	488,000
歳出合計		30,785,340	△2,034,029	28,751,311

第 2 表 債務負担行為補正

追加

単位：千円

事項	期間	限度額
緊急通報システム事業業務委託契約（シルバーハウジング） （ちゃーがんじゅう課）	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	3,351
特別養護老人ホーム整備補助金（ちゃーがんじゅう課）	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	367,260

第 3 表 地方債補正

廃止

単位：千円

起債の目的	限度額	備考
社会福祉施設整備事業	347,900	

那 覇 市 告 示 第 20 号
令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,065,228 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		単位:千円
款	項	金額
1	介護保険料	5,794,007

	1 介護保険料	5,794,007
2 使用料及び手数料		2,496
	1 手数料	2,496
3 国庫支出金		7,116,205
	1 国庫負担金	4,999,251
	2 国庫補助金	2,116,954
4 支払基金交付金		7,492,404
	1 支払基金交付金	7,492,404
5 県支出金		4,282,326
	1 県負担金	3,634,179
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	648,146
6 財産収入		63
	1 財産運用収入	63
7 繰入金		5,027,003
	1 他会計繰入金	5,027,002
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		2,821
	1 延滞金、加算金及び過料	1,319
	2 雑入	1,502
10 市債		347,901
	1 市債	347,901
11 サービス収入		1
	1 予防給付費収入	1
	歳入合計	30,065,228

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		1,428,436

	1 総務管理費	1,096,048
	2 徴収費	43,610
	3 介護認定審査会費	288,778
2 保険給付費		26,564,398
	1 介護サービス等諸費	25,994,688
	2 介護予防サービス等諸費	537,890
	3 その他諸費	31,820
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		65
	1 基金積立金	65
5 地域支援事業費		2,054,226
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,037,583
	2 一般介護予防事業費	143,697
	3 包括的支援事業・任意事業費	868,834
	4 その他諸費	4,112
6 諸支出金		18,102
	1 償還金及び還付加算金	18,101
	2 繰出金	1
歳出合計		30,065,228

第 2 表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設 整備事業	347,900	証書借入又は 証券発行	年5%以内(た だし、利率見直し 方式で借り入れ る資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	償還期間は、据置期間 を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、 元金均等等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であつ ても繰上償還し、償還年 限を変更し、又は借り換

				えることができる。
計	347,900			

那 覇 市 告 示 第 21 号
令和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

令和 4 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 410,604 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,012,602 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		単位：千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		4,984,166	686,906	5,671,072
	1 国民健康保険税	4,984,166	686,906	5,671,072
2 使用料及び手数料		7,011	486	7,497
	1 手数料	7,011	486	7,497
3 国庫支出金		536	44	580

	1 国庫補助金	536	44	580
4 県支出金		27,875,138	△103,812	27,771,326
	1 県負担金	27,875,137	△103,812	27,771,325
6 繰入金		4,549,282	860,426	5,409,708
	1 他会計繰入金	4,549,281	860,426	5,409,707
8 諸収入		1,941,928	△1,854,654	87,274
	1 延滞金加算金 及び過料	22,997	5,459	28,456
	3 雑入	1,918,930	△1,860,113	58,817
歳 入 合 計		39,423,206	△410,604	39,012,602

歳 出

単位：千円

1 総務費		699,332	△26,462	672,870
	1 総務管理費	520,729	△22,466	498,263
	2 徴税費	89,607	△3,328	86,279
	4 収納率向上 特別対策事業	46,578	△668	45,910
2 保険給付費		26,888,505	△169,337	26,719,168
	1 療養諸費	22,485,830	△156,731	22,329,099
	4 出産育児諸費	180,691	△12,606	168,085
3 国民健康保険 事業費納付金		10,923,054	0	10,923,054
	1 医療費給付分	8,082,252	0	8,082,252
	2 後期高齢者支 援金等分	2,035,867	0	2,035,867
	3 介護納付金分	804,935	0	804,935
6 保健事業費		270,667	△21,747	248,920

	1 特定健康診査等事業費	231,675	△19,458	212,217
	2 保健事業費	38,992	△2,289	36,703
9 諸支出金		126,247	122,339	248,586
	1 償還金及び還付加算金	61,056	122,339	183,395
10 予備費		515,397	△315,397	200,000
	1 予備費	515,397	△315,397	200,000
歳 出 合 計		39,423,206	△410,604	39,012,602

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 保険給付費			6,054
	1 療養諸費		6,054
		傷病手当金（自営業者）	6,054
合 計			6,054

那 覇 市 告 示 第 22 号
令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,945,146 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		単 位 : 千 円
款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,362,907
	1 国民健康保険税	5,362,907
2 使用料及び手数料		7,295
	1 手数料	7,295

3	国庫支出金		3
	1	国庫補助金	3
4	県支出金		28,054,554
	1	県負担金	28,054,553
	2	財政安定化基金支出金	1
5	財産収入		4
	1	財産運用収入	4
6	繰入金		4,508,535
	1	他会計繰入金	4,508,534
	2	基金繰入金	1
7	繰越金		1
	1	繰越金	1
8	諸収入		3,011,846
	1	延滞金加算金及び過料	25,440
	2	預金利子	1
	3	雑入	2,986,405
9	市債		1
	1	財政安定化基金貸付金	1
		歳 入 合 計	40,945,146

歳 出

単位：千円

款	項	金 額	
1	総務費	707,692	
	1	総務管理費	534,654
	2	徴税費	85,958
	3	運営協議会費	729
	4	収納率向上特別対策事業費	43,132
	5	医療費適正化特別対策事業費	43,219
2	保険給付費	27,191,707	
	1	療養諸費	22,789,032

	2 高額療養費	4,208,983
	3 移送費	501
	4 出産育児諸費	180,691
	5 葬祭諸費	12,500
3 国民健康保険事業費 納付金		12,192,229
	1 医療給付費分	8,932,216
	2 後期高齢者支援金等分	2,395,057
	3 介護納付金分	864,956
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 財政安定化基金拠出 金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		271,050
	1 特定健康診査等事業費	205,447
	2 保健事業費	65,603
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		60,960
	1 償還金及び還付加算金	60,908
	2 繰出金	2
	3 指定公費の立替	50
10 予備費		521,504
	1 予備費	521,504
歳 出 合 計		40,945,146

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
国保税納税通知書等データ印字等業務委託 (国民健康保険課)	令和6年度から 令和7年度まで	3,926
令和6年度国保税ミニガイド(冊子)の作製費 (国民健康保険課)	令和5年度から 令和6年度まで	1,835

那 覇 市 告 示 第 23 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52,281 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,704,777 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,965,155	千円 34,748	千円 2,999,903
	1 後期高齢者医療保険料	2,965,155	34,748	2,999,903
3 繰入金		664,005	17,533	661,538
	1 一般会計繰入金	664,005	17,533	661,538
歳 入 合 計		3,652,496	52,281	3,704,777

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 3,585,938	千円 52,281	千円 3,638,219
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,652,938	52,281	3,638,219
歳 出 合 計		3,652,496	52,281	3,704,777

那 覇 市 告 示 第 24 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,938,916 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,276,968
	1 後期高齢者医療保険料	3,276,968
2 使用料及び手数料		462
	1 手数料	462
3 繰入金		650,742
	1 一般会計繰入金	650,742
4 繰越金		1
	1 繰越金	1

5 諸収入		10,743
	1 延滞金、加算金及び過料	540
	2 償還金及び還付加算金	10,101
	3 預金利子	1
	4 雑入	101
歳 入 合 計		3,938,916

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		47,239
	1 総務管理費	30,783
	2 徴収費	16,456
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		3,881,576
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	3,881,576
3 諸支出金		10,101
	1 償還金及び還付加算金	10,100
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		3,938,916

那 覇 市 告 示 第 25 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 35 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 352, 150 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		352, 184	△80	352, 104
	1 一般会計繰入金	352, 184	△80	352, 104
2 繰越金		1	45	46
	1 繰越金	1	45	46
歳 入 合 計		352, 185	△35	352, 150

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 都市再開発事業費		1, 119	△35	1, 084
	1 都市再開発事業費	1, 119	△35	1, 084
歳 出 合 計		352, 185	△35	352, 150

那 覇 市 告 示 第 26 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

令和 5 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 348,010 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 348,009
	1 一般会計繰入金	348,009
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		348,010

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 976
	1 都市再開発事業費	976
2 公債費		347,034
	1 公債費	347,034
歳 出 合 計		348,010

那 覇 市 告 示 第 27 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,470 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,855 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		3	2,470	2,473
	1 総務管理繰越金	1	373	374
	3 真嘉比古島 第二繰越金	1	2,097	2,098
歳入合計		12,385	2,470	14,855

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画 整理総務費		千円 5,175	千円 2,470	千円 7,645
	1 総務管理費	5,175	2,470	7,645
歳 出 合 計		12,385	2,470	14,855

那 覇 市 告 示 第 28 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

令和 5 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,035 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		2
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 真嘉比古島第二地区手数料	1
2 財産収入		2
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	1
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	1
3 繰入金		5,613
	1 総務管理繰入金	2,995
	2 真嘉比古島第二繰入金	2,618

4 繰越金		3
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 真嘉比古島第二繰越金	1
5 諸収入		2
	1 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	2 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
6 清算徴収金		4,413
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	980
	3 真嘉比古島第二地区清算徴収金	3,433
歳 入 合 計		10,035

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 7,415
	1 総務管理費	7,415
2 土地区画整理事業費		698
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	698
3 基金積立金		2
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	1
	2 真嘉比古島第二基金積立金	1
4 公債費		1,920
	1 公債費	1,920
歳 出 合 計		10,035

那 覇 市 告 示 第 29 号
令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(総則)

第 1 条 令和 4 年度那覇市水道事業会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 4 年度那覇市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2) 年間総配水量「38,500,000 m^3 」を「37,667,000 m^3 」に、(3) 一日平均配水量「105,479 m^3 」を「103,197 m^3 」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	水道事業収益	8,051,723 千円	△193,359 千円	7,858,364 千円
第 1 項	営業収益	7,196,547 千円	△145,974 千円	7,050,573 千円
第 2 項	営業外収益	855,175 千円	△49,775 千円	805,400 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	2,390 千円	2,391 千円
支 出				
第 1 款	水道事業費用	7,591,648 千円	△340,754 千円	7,250,894 千円
第 1 項	営業費用	7,467,447 千円	△329,911 千円	7,137,536 千円
第 2 項	営業外費用	102,801 千円	△11,281 千円	91,520 千円
第 3 項	特別損失	1,400 千円	438 千円	1,838 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,426,005 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 102,870 千円、減債積立金 250,513 千円、建設改良積立金 1,012,494 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,060,128 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する

額2,034,411千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,086千円、減債積立金250,513千円、建設改良積立金919,184千円及び過年度分損益勘定留保資金763,628千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	資本的収入	306,889千円	53,856千円	360,745千円
第2項	他会計負担金	14,916千円	24,398千円	39,314千円
第5項	その他資本的収入	1千円	29,458千円	29,459千円
		支 出		
第1款	資本的支出	2,732,894千円	△337,738千円	2,395,156千円
第1項	建設改良費	1,267,381千円	△41,238千円	1,226,143千円
第3項	投資	1,200,000千円	△296,500千円	903,500千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,006,800千円	△143,274千円	863,526千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第8条中「35,468千円」を「26,238千円」に改める。

那 覇 市 告 示 第 3 0 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和5年(2023年)2月那覇市議会定例会で議決された令和5年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和5年度那覇市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	170, 800戸
(2) 年間総配水量	38, 500, 000m ³
(3) 一日平均配水量	105, 479m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設整備事業	926, 441千円
庁舎設備更新事業	242, 945千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	8, 133, 002千円
第1項 営業収益	7, 590, 417千円
第2項 営業外収益	542, 584千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 水道事業費用	7, 559, 372千円
第1項 営業費用	7, 428, 630千円
第2項 営業外費用	109, 342千円
第3項 特別損失	1, 400千円
第4項 予備費	20, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2, 769, 912千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額109, 510千円、減債積立金197, 498千円、建設改良積立金1, 054, 989千円及び過年度分損益勘定留保資金1, 407, 915千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	421, 014千円
第1項 補助金	107, 000千円
第2項 他会計負担金	77, 927千円
第3項 他会計貸付金償還金	136, 448千円
第4項 投資有価証券償還金	99, 638千円
第5項 その他資本的収入	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	3, 190, 926千円
第1項 建設改良費	1, 344, 427千円
第2項 企業債償還金	197, 498千円
第3項 投資	1, 624, 300千円
第4項 その他資本的支出	19, 701千円
第5項 予備費	5, 000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道修繕跡アスファルト舗装復旧工事	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	27,500 千円
上水道施設維持管理等業務委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	64,844 千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	1,525 千円
消防用設備保守点検業務委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	363 千円
定期水質検査業務委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	19,875 千円
マッピングシステム保守及びデータ更新 支援業務委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	6,583 千円
設計積算システムソフトウェア保守業務 委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	557 千円
設計積算システム歩掛改訂業務委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	968 千円
水道事業に伴う資材単価調査業務委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	1,526 千円
那覇市水道施設更新(耐震化)基本計画 改訂業務委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	16,371 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

942,484 千円

(2) 交際費

56 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、51,835 千円と定める。

那 覇 市 告 示 第 31 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那 覇 市 長 知 念 覚

令 和 4 年 度 那 覇 市 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

(総則)

第 1 条 令和 4 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 4 年度那覇市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2) 年間総排水量「35,215,500^m」を「34,831,500^m」に、(3) 一日平均排水量「96,481^m」を「95,429^m」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	下水道事業収益	5,475,078 千円	△200,793 千円	5,274,285 千円
第 1 項	営業収益	4,270,790 千円	△216,224 千円	4,054,566 千円
第 2 項	営業外収益	1,204,287 千円	△1,668 千円	1,202,619 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	17,099 千円	17,100 千円
		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	5,390,036 千円	△227,597 千円	5,162,439 千円
第 1 項	営業費用	5,107,635 千円	△214,357 千円	4,893,278 千円
第 2 項	営業外費用	252,924 千円	△13,259 千円	239,665 千円
第 3 項	特別損失	9,477 千円	19 千円	9,496 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額893,259千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,653千円、過年度分損益勘定留保資金566,453千円及び当年度分損益勘定留保資金282,153千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額875,274千円は当年度分

消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,140千円、過年度分損益勘定留保資金575,973千円及び当年度分損益勘定留保資金257,161千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	資本的収入	1,477,543千円	△7,035千円	1,470,508千円
第1項	企業債	588,400千円	2,200千円	590,600千円
第2項	補助金	600,462千円	9,863千円	610,325千円
第3項	他会計負担金	287,671千円	△19,698千円	267,973千円
第4項	その他資本的収入	1,010千円	600千円	1,610千円
		支 出		
第1款	資本的支出	2,370,802千円	△25,020千円	2,345,782千円
第1項	建設改良費	1,405,962千円	△23,470千円	1,382,492千円
第3項	投資	3,000千円	△1,550千円	1,450千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	396,900千円	10,400千円	407,300千円
流域下水道事業	191,500千円	△8,200千円	183,300千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	636,140千円	△158,463千円	477,677千円

那 覇 市 告 示 第 3 2 号

令 和 5 年 4 月 3 日

令和 5 年 (2023 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 使用戸数	163, 100 戸
(2) 年間総排水量	35, 312, 000 m ³
(3) 一日平均排水量	96, 745 m ³
(4) 主要な建設改良事業 公共下水道整備事業	1, 041, 914 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第 1 款 下水道事業収益	5, 577, 451 千円
第 1 項 営業収益	4, 373, 053 千円
第 2 項 営業外収益	1, 204, 397 千円
第 3 項 特別利益	1 千円
	支 出
第 1 款 下水道事業費用	5, 406, 333 千円
第 1 項 営業費用	5, 157, 535 千円
第 2 項 営業外費用	227, 655 千円
第 3 項 特別損失	1, 143 千円
第 4 項 予備費	20, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が

資本的支出額に対し不足する額999,727千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,702千円、過年度分損益勘定留保資金677,027千円及び当年度分損益勘定留保資金261,998千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,619,505千円
第1項 企業債	681,900千円
第2項 補助金	634,290千円
第3項 他会計負担金	302,015千円
第4項 その他資本的収入	1,300千円

支 出

第1款 資本的支出	2,619,232千円
第1項 建設改良費	1,682,723千円
第2項 企業債償還金	928,509千円
第3項 投資	3,000千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度公共下水道維持管理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	137,545千円
令和6年度下水道（情報管理・固定資産台帳）システム保守管理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	5,154千円
令和6年度公共下水道台帳作成業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	4,936千円
令和6年度人孔蓋・柵蓋緊急補修工事	令和5年度から 令和6年度まで	46,318千円
令和6年度ポンプ場電気保安管理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	945千円
令和6年度ポンプ場保守点検業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	28,195千円
令和6年度排水路維持管理業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	38,706千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 340,800	証書借入 又は証券 発行	年5%以内 (ただし、利率 見直し方式での 借り入れを行っ た場合につい て、利率の見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	341,100			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

587,522千円

公 告

那覇市公告第 779 号

令和 5 年 3 月 13 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業
計画変更について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更
をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定に
より、下記の事項を公告する。

那覇市長 知念 覚

記

- 1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第一地区土地区画整理事業
- 2 施 行 者 の 名 称 那覇市
- 3 施 行 地 区
- | | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 那 覇 市 | 古 島 | 1丁目 2丁目 | 全 部 |
| | 首里末吉町 | 4丁目 | |
| | 字 古 島 | 古島宝口原 | の 一 部 |
| | 松 島 | 1丁目 2丁目 | |
| | 真 嘉 比 | 2丁目 3丁目 | |
| | 首里山川町 | 2丁目 | |
- 4 事 業 施 行 期 間 昭和50年6月5日から
令和8年3月31日まで
- 5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市泉崎1丁目1番1号
まちなみ共創部 まちなみ整備課
- 6 事業計画の決定の年月日 昭和50年6月5日
- 7 事業計画の変更の年月日 令和5年3月13日

那覇市公告第 792 号
令和 5 年 3 月 15 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和4年12月5日 第H31-07-03号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里金城町三丁目16番1他2筆
- 3 公共施設
防火水槽
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市おもろまち4丁目11番25号
大和ハウス工業株式会社沖縄支店
支店長 俵口 雅也
- 5 検査済証番号
令和5年3月14日 那ま建指第215号
- 6 工事完了年月日
令和5年2月15日

那覇市公告第 818 号
令和 5 年 3 月 24 日
掲 示 済

各種証明発行手数料キャッシュレス決済に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので公告する。

那覇市長 知念 覚

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
 - (1) 株式会社琉球銀行
沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号
 - (2) 株式会社OCS
沖縄県那覇市松山2丁目3番10号
 - (3) 株式会社おきぎんジェーシービー
沖縄県那覇市泉崎1-10-3 琉球新報泉崎ビル8F
- 2 指定納付受託者に納付事務を認めた歳入
キャッシュレス決済対応券売機の決済端末を利用し、クレジット決済及びQRコード決済、電子マネーにより支払われる各種証明発行手数料等
- 3 指定納付受託者により納付が行える期間
令和5年4月1日から加盟店契約終了日まで

【問い合わせ先】

市民文化部ハイサイ市民課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

T E L 098-862-3274 F A X 098-862-4263

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 3 号
令 和 5 年 3 月 6 日
公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程及び那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局企業職員就業規程及び那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

(那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間及び休憩時間)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7</p>	<p>(勤務時間及び休憩時間)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日</p>

時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条の2 [略]

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難な職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りではない。

3~4 [略]

(時間外勤務を命ずる際の配慮)

第6条の2 [略]

2 管理者は、当該職員が再任用短時間勤務職員であるときは、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次有給休暇)

第10条 [略]

(1) [略]

(2) 次号及び第4号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年度の中途において新たに職員となるもの その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間

につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条の2 [略]

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前提任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び定年前提任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難な職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りではない。

3~4 [略]

(時間外勤務を命ずる際の配慮)

第6条の2 [略]

2 管理者は、当該職員が定年前提任用短時間勤務職員であるときは、定年前提任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次有給休暇)

第10条 [略]

(1) [略]

(2) 次号及び第4号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年度の中途において新たに職員となるもの その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間

勤務職員等及び再任用短時間勤務職員
 にあつては、その者の勤務時間等を考
 慮し、管理者が別に定める日数。以下
 この項において「基本日数」という。)

(3)～(4) [略]

2 [略]

3 第1項第1号に掲げる職員が育児短時間
 勤務職員等又は再任用短時間勤務職員で
 ある場合の年次有給休暇の日数は、同号
 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる
 職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日
 数(1日未満の端数があるときは、これを
 四捨五入して得た日数)とする。ただし、
 その日数が労働基準法(昭和22年法律第
 49号)第39号の規定により付与すべきも
 のとされている日数を下回る場合には、
 同条の規定により付与すべきものとされ
 ている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間
 勤務職員等及び再任用短時間勤務職員
 のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び
 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一
 であるものをいう。以下同じ。) 20
 日に斉一型短時間勤務職員の1週間の
 勤務日の日数を5日で除して得た数を
 乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時
 間勤務職員等及び再任用短時間勤務職
 員のうち、斉一短時間勤務職員以外の
 ものをいう。以下同じ。) 155時間に
 第3条第4項又は第5項の規定により定
 められた不斉一短時間勤務職員の勤務
 時間(1時間未満の端数があるときは、
 これを切り上げた時間)を38時間45分
 で除して得た数を乗じて得た時間数
 を、7時間45分を1日として日に換算し
 て得た日数

4～10 [略]

(部分休業)

勤務職員等及び定年前再任用短時間勤
 務職員にあつては、その者の勤務時間
 等を考慮し、管理者が別に定める日数。
 以下この項において「基本日数」とい
 う。)

(3)～(4) [略]

2 [略]

3 第1項第1号に掲げる職員が育児短時間
 勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務
 職員である場合の年次有給休暇の日数
 は、同号の規定にかかわらず、次の各号
 に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に
 掲げる日数(1日未満の端数があるとき
 は、これを四捨五入して得た日数)とす
 る。ただし、その日数が労働基準法(昭和
 22年法律第49号)第39号の規定により付
 与すべきものとされている日数を下回る
 場合には、同条の規定により付与すべき
 ものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間
 勤務職員等及び定年前再任用短時間勤
 務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日
 数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数
 が同一であるものをいう。以下同じ。) 20
 日に斉一型短時間勤務職員の1週間の
 勤務日の日数を5日で除して得た数
 を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時
 間勤務職員等及び定年前再任用短時間
 勤務職員のうち、斉一短時間勤務職員
 以外のものをいう。以下同じ。) 155
 時間に第3条第4項又は第5項の規定に
 より定められた不斉一短時間勤務職員
 の勤務時間(1時間未満の端数があるとき
 は、これを切り上げた時間)を38時間
 45分で除して得た数を乗じて得た時間
 数を、7時間45分を1日として日に換算
 して得た日数

4～10 [略]

(部分休業)

<p>第12条の2 [略]</p> <p>(1) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>第12条の2 [略]</p> <p>(1) 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>付 則</p> <p>4 <u>令和14年3月31日までの間、改正後の第3条第5項の規定の適用については、同項中「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))」と、改正後の第4条、第4条の2第2項、第6条の2第2項、第10条第1項第2号及び第3項、第12条の2第1項第1号並びに別表第2の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」とする。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

[改正前 別記]

別表第2(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～12	[略]	
13	[略]	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)目に当たる日から出産の日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)

14	[略]	
15	[略]	1の年の5月から10月までの期間内において、1日を単位とし、継続又は分割して5日間(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数)
16～25	[略]	

備考

- 1 第13号において、再任用短時間勤務職員に係る時間は、38時間45分に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間(1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)とする。
- 2 第15号において、再任用短時間勤務職員に係る日数は、5日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(当該日数が5日を超える場合は5日)とする。
- 3 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～12	[略]	
13	[略]	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)
14	[略]	
15	[略]	1の年の5月から10月までの期間内において、1日を単位とし、継続又は分割して5日間(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数)
16～25	[略]	

備考

- 1 第13号において、定年前再任用短時間勤務職員に係る時間は、38時間45分に定年前再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間(1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)とする。

- 2 第15号において、定年前再任用短時間勤務職員に係る日数は、5日に定年前再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(当該日数が5日を超える場合は5日)とする。

3 [略]

(那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局企業職員給与規程(平成元年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)に基づき、別に定めるもののほか、那覇市上下水道局企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の給与)</p> <p>第2条 職員(第3項に規定する職員を除く。)の給与については、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「条例」という。)の別表第1の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>付 則</p> <p>この規程は、平成元年11月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)に基づき、別に定めるもののほか、那覇市上下水道局企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」と総称する。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の給与)</p> <p>第2条 職員(第2項に規定する職員を除く。)の給与については、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「条例」という。)の別表第1の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>付 則</p> <p>1 この規程は、平成元年11月1日から施行する。</p> <p>2 令和14年3月31日までの間、第1条中「<u>常時勤務を要する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>」とあるのは、「<u>常時勤務を要する者(那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条</u></p>

例第29号。以下「定年年齢引上げ整備等
条例」という。)付則第3条第4項に規定す
る暫定再任用常時勤務職員を含む。)、地
方公務員法(昭和25年法律第261号)第22
条の4第1項に規定する短時間勤務の職を
占める職員及び那覇市職員の定年年齢の
引上げに伴う定年年齢引上げ整備等条例
付則第4条第3項に規定する暫定再任用短
時間勤務職員」とする。

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 24 号
令和 5 年 3 月 14 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について

那覇市下水道条例第16条に基づく更新手続きがなかったため、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定 (登録) 番号	指定工事店名	代表者氏名	営業所所在地	理由	満了日
458	有限会社与儀工業	与儀 偉玄	豊見城市字饒波107番地2	有効期間満了のため	令和5年 3月31日
461	有限会社久松設備工業	川上 政行	浦添市内間一丁目8番14号	有効期間満了のため	令和5年 3月31日
465	株式会社丸喜設備	喜納 彰	沖縄市胡屋七丁目2番3号グリーンヒルマンション308	有効期間満了のため	令和5年 3月31日
504	太真喜社	嶺井 敦	南城市玉城字奥武301番地	有効期間満了のため	令和5年 3月31日
509	エンジニアNATSU	比嘉 秀国	那覇市銘苅1丁目2番1号ハビテーションマルカ705	有効期間満了のため	令和5年 3月31日
511	有限会社大優工業	阿波根 庸優	読谷村字大湾702番地	有効期間満了のため	令和5年 3月31日

監査委員公表

那 監 公 表 第 10 号

令 和 5 年 3 月 16 日

掲 示 済

那覇市監査委員	宮 城	哲
同	城 間	貞
同	奥 間	亮

令和 4 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和 4 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

○ 小禄支所等建設工事（建築）

(7) 指摘事項等（注意事項）

ア 関係法令に基づく掲示物について

「建設業の許可票」や「建築基準法による確認済」、「施工体系図」は、外構工事に伴い撤去されている。それぞれの標識は、建設業法第 40 条、建築基準法第 89 条、建設業法第 24 条の 8 において公衆に見やすい場所に掲示しなければならないと定められている。関係法令を遵守し、適正に掲示されたい。

□ 上記事項に関する措置

「建設業の許可票」、「建築基準法による確認済」、「施工体系図」については、前面道路の仮囲いへ適正に設置していましたが、工事監査の実施時期には、外構工事を施工する際に支障となるため、一時的に撤去している状況でした。

早急に建設業の許可票等を公衆の見やすい位置に適正に再設置するよう施工業者へ指導し、是正しました。

今後の工事におきましても、関係法令を遵守するよう工事受注者への指導を徹底してまいります。

○ 令和 3 年度 7 工区首里石嶺町地内公共下水道（雨水）工事

(7) 指摘事項等（是正事項）

ア 安全管理における統括安全衛生管理義務者の指名について

現場では、本工事と併行して令和 3 年度首里石嶺町地内磁気探査業務が行われているが、労働安全衛生法第 30 条第 2 項に基づく「統括安全衛生管理義務者」を発注者が指名していない。

このように、同一場所で 2 以上の業者が作業をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項では「統括安全衛生管理義務者」を発注者が指名しなければならないと定められている。関係法令を遵守し、指名されたい。

□ 上記事項に関する措置

統括安全衛生管理義務者を指名する様式を定め、本工事及び磁気探査業務の請負業者へ令和 4 年 12 月 22 日（那水下第 2429 号）に、指名及び通知を行いました。

今後、他の工事についても、同一場所で 2 以上の業者が作業をする場合は、統括安全衛生管理義務者の指名等を行います。